○防衛省告示第百八十八号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十六年十月七日

防衛大臣　江渡　聡徳

日時　平成二十六年十月十五日及び同月十六日（予備、同月十七日及び同月十八日）の毎日〇六〇〇から一八〇〇まで

区域　豊後水道南方の次の(ア)から(カ)までの六地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(カ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯三一度四八分一三秒　東経一三三度二九分五一秒

(イ)　北緯三一度四二分一三秒　東経一三三度二九分五一秒

(ウ)　北緯三一度二八分一三秒　東経一三三度五九分五一秒

(エ)　北緯三一度三六分一三秒　東経一三三度五九分五一秒

(オ)　北緯三一度三六分一三秒　東経一三三度三七分五一秒

(カ)　北緯三一度四八分一三秒　東経一三三度三七分五一秒

実施艦等　自衛艦十隻

その他

一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○関東地方整備局告示第三百五十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年十月七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年十月七日

関東地方整備局長　越智　繁雄

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
五十号	筑西市飯島字聖天一一七五番一から同市栗島字岡六三七番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局常陸河川国道事務所
〃	筑西市横塚字堂東五番一から同市横塚字堂東一七二番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	〃

供用開始の期日　平成二十六年十月七日

○中部地方整備局告示第百六十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年十月七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年十月七日

中部地方整備局長　八鍬　隆

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　一号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
三島市塚原新田字舟ケ久保一七六番一から沼津市原字女鹿塚二九二九番一まで	前	A　一四・〇〇～一七・八・五〇（メートル） B　一〇・五〇～三四・八・七〇	一六・八・八〇（キロメートル） 九・五〇五	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	A　一四・〇〇～一七・八・五〇 B　一〇・五〇～三四・八・七〇	一六・八・八〇 九・五〇五	

(四)　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局沼津河川国道事務所

○中部地方整備局告示第百六十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路を指定するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年十月七日から二週間中部地方整備局及び同局沼津河川国道事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年十月七日

中部地方整備局長　八鍬　隆

一　道路の種類　一般国道

二　路線名　一号

三　指定する道路の部分

区間	敷地の幅員	延長
静岡県駿東郡長泉町下長窪字茶木畑九九九番一二から同町元長窪字芹沢五七〇番一まで	〇～一五・五〇（メートル）	一・五〇七（キロメートル）

四　指定する期日　平成二十六年十月七日

○中部地方整備局告示第百六十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年十月七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年十月七日

中部地方整備局長　八鍬　隆

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
一号	静岡県駿東郡長泉町下長窪字茶木畑九九九番一二から同町上長窪字上野四一〇番一まで	中部地方整備局及び同局沼津河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十六年十月七日

○北海道開発局告示第百二十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年十月七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年十月七日

北海道開発局長　岡部　和憲

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　三百三十六号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
北海道広尾郡広尾町字フンベ国有林十勝森林計画区十勝西部森林管理署一一四五林班と小班から同町字フンベ国有林十勝森林計画区十勝西部森林管理署一一四五林班へ小班まで	前	二六・二四～六五・六一（メートル） 二六・二四～九一・九九（キロメートル）	〇〇・〇〇四六 〇〇・〇〇四六
	後		

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局帯広開発建設部

○北海道開発局告示第百二十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年十月七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年十月七日

北海道開発局長　岡部　和憲

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四十四号	根室市東梅八三番一から同市東梅七五番一まで	北海道開発局及び同局釧路開発建設部
二百二十九号及び二百七十六号	北海道島牧郡島牧村字栄浜二六九番一から同村字栄浜三四九番四まで	北海道開発局及び同局小樽開発建設部
二百七十四号	北海道沙流郡日高町字千栄四〇二番一から同町字千栄四〇二番二まで	北海道開発局及び同局室蘭開発建設部
二百七十六号	伊達市大滝区清陵町一二一番一地内	〃

供用開始の期日　平成二十六年十月七日